(三)　著作物の放送等及び放送同時配信等について許諾を行うことができる者が、特定放送事業者等（放送事業者等のうち放送同時配信等を業として行い、かつ、その事実を周知するための措置として放送同時配信等の実施状況に関する情報を公表しているもの等）に対し、放送番組等における著作物の利用の許諾を行った場合には、当該許諾に際して別段の意思表示をした場合を除き、当該許諾には当該著作物の放送同時配信等の許諾を含むものと推定することとした。（第六三条第五項関係）

(四)　放送事業者等は、放送同時配信等の許諾について著作権者との協議が成立せず、又は協議することができない場合は、文化庁長官の裁定を受け、補償金を著作権者に支払ってその著作物について放送同時配信等を行うことができることとした。（第六八条第一項関係）

(五)　放送同時配信等における実演の利用円滑化

(1)　第九二条の二第一項に規定する権利（放送同時配信等に係るものに限る。）を有する者（特定実演家）が放送事業者に対し、その実演の放送同時配信等の許諾を行ったときは、契約に別段の定めがない限り、当該許諾を得た実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を得るために必要な情報の公表が行われているものを除く。）について、当該許諾に係る放送同時配信等のほか、当該許諾を得た放送事業者が当該実演について第九三条第一項の規定により作成した録音物若しくは録画物を用いてする放送同時配信等又は放送同時配信等事業者が当該放送事業者から放送番組の供給を受けてする放送同時配信等を行うことができることとするとともに、放送事業者等に対し当該放送同時配信等に係る報酬の支払を求めることとした。（第九三条の三第一項及び第二項関係）

(2)　放送事業者等は、第九三条の二第一項第一号の放送において実演が放送される場合において、特定実演家に連絡を行うこと等の措置を講じてもなお特定実演家と連絡することができないときは、契約に別段の定めがない限り、その事情につき、文化庁長官が指定する著作権等管理事業者の確認を受け、かつ、当該著作権等管理事業者に補償金を支払うことにより、当該実演の放送同時配信等を行うことができることとした。（第九四条第一項関係）

(六)　放送同時配信等における商業用レコードに録音されている実演及び商業用レコードの利用円滑化

(1)　放送事業者等は商業用レコードに録音されている実演（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を得るために必要な情報の公表がされているものを除く。）について放送同時配信等を行うことができることとするとともに、放送事業者等に対し当該放送同時配信等に係る補償金の支払を求めることとした。（第九四条の三第一項及び第二項関係）

(2)　放送事業者等は商業用レコード（著作権等管理事業者による管理が行われているもの又は円滑な許諾を得るために必要な情報の公表がされているものを除く。）を用いて放送同時配信等を行うことができることとするとともに、当該放送事業者等に対し放送同時配信等に係る補償金の支払を求めることとした。（第九六条の三第一項及び第二項関係）

2　図書館等による著作物等の公衆送信等に関する規定の整備

(一)　国立国会図書館は、電磁的記録を作成している絶版等資料のうち、三月以内に絶版等資料に該当しなくなる蓋然性が高いと認められた資料を除いたものに係る著作物の自動公衆送信を、あらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先等の情報（利用者情報）を登録している者（事前登録者）の用に供することを目的とし、当該自動公衆送信を受信しようとする者が事前登録者であることを識別するための措置を講じている等の要件を満たすときに行うことができることとするとともに、当該自動公衆送信を受信した者は、当該著作物を自ら利用するために必要と認められる限度において複製することができること等とした。（第三一条第七項～第一一項関係）

(二)　公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置を講じている図書館等（特定図書館等）は、あらかじめ特定図書館等に利用者情報を登録している利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために公表された著作物の一部分（著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものは、その全部）について公衆送信を行うことができることとするとともに、当該特定図書館等の設置者に対し当該公衆送信に係る補償金の支払を求めることとし、当該公衆送信を受信した特定図書館等の利用者においては、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができることとした。（第三一条第二項～第五項関係）

3　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、放送同時配信等の実施状況、著作隣接権者への報酬等の支払の状況その他の放送同時配信等における著作物等の利用円滑化のための措置等の施行の状況を勘案し、放送同時配信等における著作物等の公正な利用及び著作権者等の適正な利益の確保に資する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第八条第一項関係）

(二)　政府は、特定図書館等の設置者による図書館等公衆送信補償金の支払に要する費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、図書館等公衆送信補償金の趣旨及び制度の内容について、国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（附則第八条第二項関係）

(三)　この法律は、令和四年一月一日から施行することとした。ただし、２の(一)については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から、２の(二)については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇海上交通安全法等の一部を改正する法律（法律第五三号）（国土交通省）

一　海上交通安全法の一部改正関係

1　障害発生等時における船舶交通の危険を防止するための措置の強化

海上保安庁長官が、船舶交通の障害の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について制限することができる対象として、停留又はびょう泊をすることができる船舶又は時間を追加することとした。（第二六条第一項関係）

2　異常気象等時における船舶交通の危険を防止するための措置

(一)　海上保安庁長官は、異常な気象又は海象（以下「異常気象等」という。）により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該海域に進行してくる船舶の航行を制限し、又は禁止すること等ができることとした。（第三二条第一項関係）

(二)　海上保安庁長官は、異常気象等により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要があると認めるときは、当該海域又は当該海域の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（第三二条第二項関係）

3　異常気象等時における船舶の安全な航行等を援助するための措置

(一)　海上保安庁長官は、異常気象等による船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、異常気象等が発生した場合に特に船舶交通の安全を確保する必要がある海域において航行等をしている船舶に対し、当該海域において安全に航行等をするために当該船舶において聴取することが必要と認められる情報を提供することとし、当該船舶は、当該海域において航行等をしている間は、当該情報を聴取しなければならないこととした。（第三三条関係）

(二)　海上保安庁長官は、異常気象等により、(一)の船舶の航行等に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該船舶に対し、進路